

別紙 3

基本要領 I の第 3 検査標準品等の決定

国内産農産物検査標準品査定手続 マニュアル

国内産農産物検査標準品査定手続	．．．	3-1
第 1 検査標準品等候補の作製等	．．．	3-2
第 2 全国査定会	．．．	3-3
第 3 地方査定会	．．．	3-5
第 4 検査標準品の特例	．．．	3-6
第 5 検査標準品等の利用及び配布	．．．	3-6
第 6 検査標準品等の見本の作製	．．．	3-7
○ 様式第 1 号 検査標準品候補解説書	．．．	3-8
○ 様式第 2 号 混入限度見本品候補解説書	．．．	3-9
○ 様式第 3 号 検査標準品解説書	．．．	3-10
○ 様式第 4 号 混入限度見本品解説書	．．．	3-11
○ 様式第 5 号 検査標準品等印刷依頼書	．．．	3-12
○ 様式第 6 号 検査標準品等貸出依頼書	．．．	3-13

国内産農産物検査標準品査定手続

1 査定対象農産物

全国査定会の査定対象農産物

米穀

種子水稲うるちもみ
水稲うるちもみ
水稲うるち玄米
水稲もち玄米
醸造用玄米

麦類

普通小麦
(秋・春まき小麦)
普通小粒大麦
普通大粒大麦
ビール大麦
普通はだか麦

豆類

普通大豆
(大粒大豆又は中粒大豆、
小粒大豆又は極小粒大豆)
特定加工用大豆
(大粒大豆又は中粒大豆)

精米、小豆、いんげん、かんしょ生切干、でん粉、その他

2 程度見本(被害粒等の混入程度を示す程度見本品)

農産局

地方農政局

(地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局)

候補の作製
検査標準品等

【検査標準品等候補の作製】

撮影及び写真印刷

【混入程度見本】

本省が必要と判断し、本省が作製する場合もある

候補の決定
検査標準品等

検査標準品等の決定

○ 全国審査会

・検査標準品等候補の決定

米穀・麦類 - 1月
大豆 - 3月

○ 全国査定会 [3月]

・検査標準品等の決定

【検査標準品等の決定】

・全国査定会の結果を受け、農産局長が決定
・農産局長は、決定後地方農政局へ決定内容を通知

等の決定
検査標準品

等の適用
検査標準品

等の周知
検査標準品

等の配布
検査標準品

※地方における
検査標準品の決定

○ 地方審査会

・検査標準品候補の決定

・陸稲もち玄米
・小豆、いんげん
・でん粉等

○ 地方査定会

・検査標準品の決定

検査標準品等候補の作製

・米穀
・麦類

【標準品候補試料】
丸カルトン(撮影用)で二並び
撮影用重量等詳細を添付

12月末

・大豆

【標準品候補試料】
角カルトン(撮影サイズ)で二並び
撮影用重量等詳細を添付

2月末

【混入程度見本】

地方農政局長が、必要と認める査定対象農産物の混入程度について、混入程度を表す見本作製し、撮影を希望するカルトンの二並びについて、撮影用重量等を添付し提出

当該年度検査標準品の適用

・地方農政局長は、検査標準品等の決定及び地方査定会(※)の結果を受け、当該年度検査標準品等の適用を決定

検査標準品の周知

地方農政局長は、当該年度検査標準品等の適用を決定したときは、管内の生産振興部局及び登録検査機関等へ周知する。

検査標準品の配布

地方農政局長は、当該年度検査標準品等の適用を決定したときは、管内の登録検査機関等に対して、検査標準品等及び検査標準品等解説書を配布する。
(登録検査機関:1セット)

国内産農産物検査標準品査定手続マニュアル

第 1 検査標準品等候補の作製等

1 検査標準品等候補の作製

(1) 地方農政局長（北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、基本要領 I の第 3 の 1 に定める査定対象農産物について、管轄する都道府県において、品位等検査が見込まれる場合には、形質を鑑定する際の標準となる見本品の候補（以下「検査標準品候補」という。）を（4）により作製する。

また、地方農政局長が必要と判断した場合、未熟粒及び被害粒の混入程度見本品の候補（以下（混入程度見本品候補」という。）を作製する。

(2) 農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、地方農政局長が作製する検査標準品候補及び混入程度見本品候補（以下「検査標準品等候補」という。）以外に、適正な品位等検査を行うため作製が必要と判断した場合、検査標準品等候補を作製する。

(3) 地方農政局長は、管内の適当な検査標準品候補の作製が困難な農産物について、他の地方農政局長が作製した検査標準品候補による検査標準品を利用する場合は、あらかじめ他の地方農政局長と協議すること。

(4) 検査標準品等候補については、以下の方法によって作製する。

ア 地方農政局長が試料の確保及び調製を行って作製する。

なお、地方農政局長は、農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第17条第2項の規定により農林水産大臣の登録を受けた登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）又は登録検査機関で構成する協議会等に対し、適切な試料の確保及び調製を行って作製を求めることができる。

イ 外部委託により適切な試料の確保及び調製を行って作製する。

(5) 検査標準品等候補については、見本品を撮影し、印刷したものを含むものとする。

2 検査標準品等の複数年使用

地方農政局長は、過去に作製した検査標準品及び混入程度見本品（以下「検査標準品等」という。）に形質等の変化がなく、引き続き利用できる場合は、これを検査標準品等とすることができる。

3 検査標準品等候補の品種

(1) 地方農政局長は、検査標準品等候補について、品位等検査に当たって最も使用しやすい主要品種（精米についてはその原料玄米の品種とし、かんしょ生切干及びでん粉にあってはその原料いもの品種とする。）とし、特殊な被害を受けずに生育したものであって、その地方で一般的に行われている方法で乾燥調

製したものにより作製する。

- (2) 検査標準品等候補は、原則として種類別に各等級とも同一品種により作製するものとするが、それが困難な場合は、等級別に粒形等が類似した異なる品種で作製することができる。

なお、検査標準品等候補の作製に当たっては、素材の選定等について、登録検査機関又は登録検査機関で構成する協議会等に協力を求めることができる。

第2 全国査定会

農産局長は、基本要領Ⅰの第3の2の(1)に規定する査定対象農産物に係る検査標準品等を決定するために、試験研究機関、生産者・実需者等関係団体及び生産振興担当者(以下「試験研究機関等」という。)並びに登録検査機関及び農産物検査員の指導を行う機関(以下「登録検査機関等」という。)の代表者から意見を聴取するため、全国査定会を開催する。

1 査定対象

全国査定会においては、基本要領Ⅰの第3の2の(1)に定める農産物を査定対象とする。

2 検査標準品等候補の検討

- (1) 地方農政局は、1の査定対象の検査標準品等候補のうち大豆を除くものについて、撮影用として丸カルトン二並び分の試料を、12月下旬までに農産局穀物課(以下「穀物課」という。)に送付し、穀物課は、あらかじめ検査標準品等候補品の撮影を行う。

また、大豆については角カルトン二並び分の試料を、2月下旬までに穀物課へ送付する。

- (2) 農産局長は、全国査定会の前に地方農政局の職員を招集し、全国審査会を開催し、検査標準品等候補について、写真の確認及び所要の調製等を行い、全国査定会に展示する検査標準品等候補として決定する。

- (3) 地方農政局長は、全国審査会の召集があった場合、様式第1号及び様式第2号の検査標準品候補解説書及び混入程度見本品候補解説書(以下「検査標準品等候補解説書」という。)を作成の上、検査標準品等候補の調製素材(整粒、未熟粒、被害粒等の調製に使用するもの。)と併せて持参する。

なお、形質と関連する成分等の測定を行った場合、検査標準品等候補解説書に測定結果(麦の容積重、小麦のでん粉、たんぱく質等)を参考に記載する。

- (4) 検査標準品等候補の決定に当たっては、検査標準品等候補解説書を参考にしつつ、法第11条第1項に定める農産物検査規格(以下「検査規格」という。)に適合するものであり、査定対象農産物の各等級の形質の最低限度を示すものとして適当であるか、同内容を適切に表現した写真となっているかを審査し、必要に応じて調製等を行う。

様式第1号
様式第2号

3 全国査定会の開催

農産局長は、全国査定会の開催日時及び開催場所を決定し試験研究機関等及び登録検査機関等の代表者並びに地方農政局長に通知する。

4 委員会の設置等

- (1) 全国査定会の開催に当たっては、原則として1の査定対象農産物ごとに委員会を置く。
- (2) 委員会は、試験研究機関等の代表者及び登録検査機関等の代表者がそれぞれ推薦する者並びに地方農政局の職員をもって構成する。
- (3) 委員会の構成については、生産者団体及び実需者団体の代表者の推薦を受けた者の数が概ね均衡するようにするとともに、必要最小限の委員数とする。
- (4) 委員会は、委員の互選により委員長を置く。

5 全国査定会の運営

全国査定会は公開を原則とするが、農産局長は、特に必要と認める場合には、委員以外の者の傍聴を制限する。

6 全国査定会の実施方法

- (1) 委員会は、展示された検査標準品等候補について、検査標準品等候補解説書を参考にしつつ、検査規格に適合するものであって、査定対象農産物の各等級の形質の最低限度を示すものとして適当であるか検討し、必要に応じて調製を行う。

なお、検討に当たっては、試験研究機関等の代表者及び登録検査機関等の代表者がそれぞれ推薦する者から意見を聴取する。

- (2) 委員長は、検査標準品等候補に係る各委員の意見を確認の上、集約し、委員会の検討結果をとりまとめ、農産局長へ報告する。

なお、各委員の意見が対立するときは、委員長が意見を調整し、委員会の円滑な運営に努める。

7 検査標準品等の決定

農産局長は、全国査定会各委員長からの報告を受け、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該報告に係る検査標準品等候補について、これを検査標準品等として決定する。

8 検査標準品等解説書の通知

農産局長は、全国査定会において検査標準品等が決定されたときは、速やかに様式第3号及び様式第4号により各検査標準品等解説書を検査標準品等候補解説書に準じてそれぞれ作成の上、各検査標準品等を使用する地方農政局長に通知する。

様式第3号
様式第4号

9 全国査定会開催の特例

農産局長は、上記の検査標準品等以外に、農産物検査の実態を踏まえ、適正な品位等検査を行うため必要と判断した場合、全国査定会を開催することとする。

第3 地方査定会

地方農政局長は、基本要領Ⅰの第3の1に掲げる査定対象農産物のうち、同第3の2の(1)以外の農産物及び第4により検査標準品の作製を決定した農産物について、検査標準品を決定するために、管内の試験研究機関等及び登録検査機関等の代表者から意見を聴取するため、地方査定会を開催する。

1 査定対象

地方査定会においては、基本要領Ⅰの第3の1に掲げる農産物のうち、同第3の2の(1)以外の地方農政局長が作製した検査標準品候補及び第4の農産物を査定対象とする。

2 検査標準品候補の検討

- (1) 地方農政局長は、管内の検査標準品候補に係る妥当性について検討を行い、検査標準品候補解説書を作成し、基本要領Ⅰの第3の2の(1)に規定する全国査定会と同量の地方査定会展示用の検査標準品候補を作製するとともに、穀物課に検査標準品候補の確認が必要な場合は地方査定会開催の1ヶ月前までに穀物課へ送付する。
- (2) 地方農政局長は、検査標準品候補の決定に当たっては、検査標準品候補解説書を参考にしつつ、検査規格に適合するものであって、各等級の形質の最低限度を示すものとして適当であるかを審査し、必要に応じて調製を行う。

3 地方査定会の開催

地方農政局長は、地方査定会の開催日時及び開催場所を決定し、管内の試験研究機関等の代表者及び農産局長に通知する。

4 委員会の設置等

- (1) 地方査定会の開催に当たっては、原則として1の査定対象農産物ごとに1の委員会を置く。
- (2) 委員会は、都道府県の生産振興部局、試験研究機関、登録検査機関及び生産者・実需者等関係団体（以下「地域生産振興部局等」という。）の代表者がそれぞれ推薦する者並びに地方農政局の職員をもって構成する。
- (3) 委員会の構成については、生産者団体及び実需者団体の代表者の推薦を受けた者の数が概ね均衡するようにするとともに、必要最小限の委員数とする。
- (4) 委員会は、委員の互選により委員長を置く。

5 検査標準品の決定等

第2の5から7までの規定は、地方査定会における検査標準品の決定等について準用する。この場合において、第2の5から7までの規定中「農産局長」とあるのは「地方農政局長」と読み替える。

6 検査標準品解説書等の送付

地方農政局長は、地方査定会において検査標準品が決定されたときは、検査標準品解説書を検査標準品候補解説書に準じて作成の上、検査標準品解説書及び検査標準品について、農産局長及び検査標準品を利用する他の地方農政局長に送付する。

第4 検査標準品の特例

地方農政局長は、管内の実態を踏まえ、適正な品位等検査を行うため、基本要領Iの第3の1に定める査定対象農産物について、主要品種に加え、他の品種による検査標準品の作製が必要であると認める場合は、あらかじめ、農産局長と協議の上、地方査定会において、検査標準品を決定することができる。

第5 検査標準品等の利用及び配布

1 検査標準品等の利用

第2又は第3において検査標準品等が決定した後、地方農政局長は管内で利用する検査標準品等について、農産局長へ報告する。

2 検査標準品等の周知

地方農政局長は、検査標準品等を管内の地域生産振興部局等に周知するための場を設けることができる。

この場合、地方農政局長は、あらかじめ、この旨を農産局長に通知する。

3 検査標準品等の配布

地方農政局長は、検査標準品等が決定されたときは、管轄する区域内の登録検査機関等に対し、検査標準品等及び当該検査標準品等解説書を配布する。

なお、配布する写真の仕様は以下のとおりとする。

- (1) 印刷用紙は、白度99の光沢紙とする。
- (2) カルトンと同程度の大きさとし、余白はカットする。
- (3) 100マイクロメートルのフィルムを使用し、ラミネート加工を施したものである。

4 配布数量

地方農政局長は、検査標準品等の配布に当たり、適切な品位等検査及び農産物検査員の指導が行えるように、登録検査機関等に対し品目ごとに検査標準品を1セット配布する。

なお、登録検査機関等は、検査標準品のうち写真について複数セットの配布を

様式第5号

希望する場合、様式第5号により印刷依頼を行う。この場合、登録検査機関等は希望する枚数分の用紙及び消耗品を負担する。

5 検査標準品の複製

地方農政局長は、検査標準品の現物配布に当たり、検査標準品の均分等について、登録検査機関に協力を求めることができる。

第6 検査標準品等の見本の作製

地方農政局長は、登録検査機関等が、検査標準品等を基に自ら見本を作製するに当たり、写真の複製を行う場合、別紙第6号による依頼に基づきデータの貸出しを行い、作成した写真について確認を行う。

また、現物により見本品の作製を行う場合、作製について指導の要請があった場合は助言を行うこととする。

様式第6号

様式第 1 号

令和 年度検査標準品候補解説書

種 類：
等 級：

地方農政局等		
産 地		
品 種		
前年度の検査標準品 との比較	形質の各要素	
	全体的な比較	
適用上の留意事項		
その他参考となる事項		

備考

- 1 「形質の各要素」の内訳は、品位の検査のうち、形質の各項目について記載する。
- 2 かんしょ生切干の場合は、「形質の各要素」を「品質の各要素」とする。
- 3 でん粉の場合は、「形質の各要素」を「色沢及びその他の品位規格項目」とする。
- 4 参考として、粒度構成表、未熟粒、被害粒混入割合等を添付しても差し支えない。
- 5 この様式は、内容の変更を伴わない限り変更することができる。

様式第3号

令和 年度検査標準品解説書

種 類：
等 級：

地方農政局等		
産 地		
品 種		
前年度の検査標準品との比較	形質の各要素	
	全体的な比較	
適用上の留意事項		
その他参考となる事項		

備考

- 1 「形質の各要素」の内訳は、品位の検査のうち、形質の各項目について記載する。
- 2 かんしょ生切干の場合は、「形質の各要素」を「品質の各要素」とする。
- 3 でん粉の場合は、「形質の各要素」を「色沢及びその他の品位規格項目」とする。
- 4 参考として、粒度構成表、未熟粒、被害粒混入割合等を添付しても差し支えない。
- 5 この様式は、内容の変更を伴わない限り変更することができる。

混入程度見本品解説書

程度の統一が必要な内容：
種 類：

地方農政 局当名	産 地	品 種	等 級	整 粒 (%)	未熟粒		被害粒及び着色粒		粒度構成歩合 (%)	検査標準 品との比 較	適用上の 留意事項	その他参 考となる 事項
					計 (%)		計 (%)					

備考

- 1 整粒の次欄は、程度の統一を図る必要のある未熟粒又は被害粒の粒の名称を記載する。
- 2 未熟粒、被害粒及び着色粒並びに粒度構成歩合の内訳は、程度の統一が必要な内容を踏まえ必要な内容を記載する。
- 3 この様式は、内容の変更を伴わない限り変更することができる。

検査標準品等印刷依頼書

令和 年 月 日

（ 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 ） 殿

名 称

住 所

代表者名

農産物検査に係る（※1）の印刷について、下記のとおり依頼します。

記

- 1 印刷を希望する種類
- 2 印刷を希望するセット数
- 3 印刷希望期限
- 4 その他

備考

- 1 （※1）には、検査標準品又は混入程度見本品の別を記載する。
- 2 この様式は、内容の変更を伴わない限り変更することができる。

検査標準品等貸出依頼書

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

名 称
住 所
代表者名

農産物検査に係る（※1）の貸出について、下記のとおり依頼します。
なお、借入に際しては、下記使用目的以外に使用しないことを誓約します。

記

- 1 使用目的
- 2 貸出を希望する種類
- 3 貸出を希望する等級又は名称
- 4 貸出を希望する期間
- 5 その他

備考

- 1 （※1）には、検査標準品、検査標準品データ、混入程度見本品データ又は限界基準品データ等を記載する。
- 2 印刷を行う場合、使用目的欄へ印刷枚数を記載する。
- 3 この様式は、内容の変更を伴わない限り変更することができる。